

岩手沿岸南部広域環境組合職員の分限についての手続及び効果に関する条例

平成18年 4月21日 条例第7号

改正 令和 元年11月25日 条例第1号

令和 2年 2月20日 条例第1号

令和 5年 2月10日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第28条第3項及び第4項の規定により、岩手沿岸南部広域環境組合職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果並びに失職の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(降任、免職及び休職の手続)

第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、休養を要する程度に応じ、岩手沿岸南部広域環境組合の休職の事由に関する条例（平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第6号）の規定による休職期間は、必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内において任命権者が定める。

2 前項の規定により定めた休職期間が3年に満たない場合においては、その休職を発令した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

3 任命権者は、前2項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

4 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間中は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第4条 休職者は、職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

2 休職者は、その休職の期間中、岩手県沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例（平成18年岩手県沿岸南部広域環境組合条例第10号）の定めるところにより給与を受けることができる。

（失職の例外）

第5条 任命権者は、法第16条第2号に該当するに至った職員のうち、刑の執行を猶予された者については、その罪が過失によるものであり、かつ、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとすることができる。

2 職員は、前項の場合において当該刑の執行猶予が取り消されたときは、その日においてその職を失うものとする。

（補則）

第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（降給に関する経過措置）

2 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例（平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第10号）附則第3項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。

3 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

附 則（令和2年2月20日条例第1号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月10日条例第1号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第12条の規定

は、公布の日から施行する。